

2026 年 9 月 1 日

株主各位

ネットイヤーグループ株式会社

除斥期間経過後の未払配当金の取扱いの変更について

当社は、定款第 44 条において、利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる旨の除斥期間の定めを置いております。

当社はこれまで、当該除斥期間経過後であっても、株主様から未払配当金の請求を受けた場合、任意にお支払いをしてまいりました。しかし、当社は、2026 年 8 月 28 日開催の取締役会において、株主平等の原則の観点から、2026 年 10 月 1 日以降、当該除斥期間を経過した未払配当金については、お支払いを行わないことを決議いたしました。

従いまして、当該除斥期間経過後の未払配当金の受領を希望される株主様におかれましては、2026 年 9 月 30 日までに、当社の株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）に当該未払配当金の支払請求に係る必要書類をご提出くださいますよう、お願い申し上げます。請求手続の詳細は、以下のお問い合わせ先でお尋ねください。

なお、支払開始の日から満 10 年が経過し、請求権が時効消滅した未払配当金については、上記取扱い期限前であってもお支払いできませんので、ご承知おきください。

現在、「配当金領収証」により配当金を受領されている株主様におかれましては、配当金を確実にお受け取りいただくために、銀行口座又は証券会社口座への振込による受領方法へ変更されるよう、お勧め申し上げます。

未払配当金に係る請求についてのお問い合わせ先

株主名簿管理人連絡先 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号 電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

土・日・祝祭日等を除く 9：00～17：00